

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業行動倫理が強く求められるなか、当社は、取締役・監査役制度を軸にして、透明性が高く、公正な経営を実現することを最優先に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの充実に関する内外の状況を踏まえつつ、株主総会の充実、取締役会の改革、監査役の監査機能の強化、情報開示レベルの高度化に取り組むとともに事業競争力の強化、企業価値の向上に取り組んでおります。

また、「問題解決型企業として社会の情報化に貢献すること」を目標とする当社にとって、法令に留まらず社会規範に至るすべてのルールを遵守する、よりレベルの高いコンプライアンスを求められているという認識を役職員全員で共有したいと考えます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トランス・コスモス株式会社	1,719,100	60.21
奥田 昌孝	56,000	1.96
応用技術社員持株会	47,500	1.66
大阪中小企業投資育成株式会社	40,000	1.40
浅野 勉	28,500	1.00
坪井 武	25,000	0.88
大野 真一	25,000	0.88
矢野 公一	22,500	0.79
平田 裕	22,000	0.77
株式会社SBI証券	20,300	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	トランス・コスモス株式会社 (上場:東京)(コード) 9715
--------	---------------------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社等のグループ企業が取引する際の方針は、一般会社との取引と同様、市場原理に基づき経済合理性を基準に公正な取引を行うことを基本方針としております。

また、当社では、親会社等のグループ企業と重要性の高い取引を行う場合には、取引内容及び取引条件の妥当性を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役も参加する取締役会で審議のうえ決定することとしており、親会社等のグループ企業との取引において、当社の経営の独立性を保つことにより少数株主の保護を図ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社はトランス・コスモス株式会社の子会社であり、その企業集団の一員として企業グループ全体として、業務の適正を確保することが重要であるとの基本認識をコンプライアンスの基礎においております。

親会社との連携体制については、親会社取締役及び社員の当社取締役の兼務を通じ、大所高所の、また、実務的な連携強化を図り、共通認識に基づくコンプライアンス(内部統制を含む)の強化・改善を進めております。

また、「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に加え、親会社において「子会社に対する不当な取引の要求等を防止するための体制」が構築されており、親会社との不当な取引は必然的に排除される仕組みを構築しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中尾 敏明	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾 敏明	○	——	長年生命保険業界に携わってきたことで豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社長直下の内部監査室による内部監査を必要に応じ監査役の独立性を損なわない範囲内で適宜監査役と相互連携しながら実施し、効率的な部門間牽制及び内部監査を行っております。
また、監査役は会計監査人及び内部監査室と会計監査に関する状況について意見交換及び情報交換を行うことにより、相互連携の強化を図りながら、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平井 孝始	他の会社の出身者	○												
諏訪原 敦彦	他の会社の出身者	○												

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平井 孝始		平成25年3月29日開催の第30期株主総会での選任以降現在に至る。	第三者的立場からの監査という視点を取り入れるため。
諏訪原 敦彦		平成21年3月26日開催の第26期株主総会での選任以降現在に至る。	第三者的立場からの監査という視点を取り入れるため。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在、実施予定はございません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示を義務付けられている対象がないため。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[資料](#)

社外取締役及び社外監査役のサポート体制は、現在のところ補佐する担当部門等は設置しておりませんが、社外取締役又は社外監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長が社外取締役又は社外監査役と調整のうえ補助使用人を選任し、可及的速やかに取締役に付議し、求めに応ずることを原則としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業行動倫理が強く求められるなか、当社は平成27年3月26日現在、取締役6名(うち社外取締役1名)から成る取締役会と監査役3名(うち社外監査役2名)から成る監査役会を軸にして、透明性が高く、公正な経営を実現することを最優先に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの充実に関する内外の状況を踏まえつつ、株主総会の充実、取締役会の改革、監査役の監査機能の強化、情報開示レベルの高度化に取り組むとともに事業競争力の強化、企業価値の向上に取り組んでおります。また、「問題解決型企業として社会の情報化に貢献すること」を目標とする当社にとって、法令に留まらず社会規範に至るすべてのルールを遵守する、よりレベルの高いコンプライアンスを求められているという認識を役職員全員で共有したいと考えます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性、公平性及び経営監視の独立性確保に有効であると判断し、現状の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページに設けているIRサイトにおいてIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署はコーポレート推進本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況
実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制の更なる強化を図る目的で、平成27年5月25日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり一部改定することを決議いたしました。

当社の企業価値の継続的な向上を図るために、内部統制システムの構築・整備を経営の重点課題と位置づけ、特にコンプライアンス及びリスク管理の整備に取り組んでまいりました。今後も、内部統制委員会をコアの組織とし、内部統制システムの維持・改善を継続的に推進してまいります。

- 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル(行動規範)を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び全従業員に周知徹底しています。
 - (2)「コンプライアンス規程」に基づき、コーポレート推進本部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。
 - (3)法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報・相談窓口」を設置し、未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては「内部通報制度規程」に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
 - (4)代表取締役社長直属の内部監査室を設けて、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
 - (5)会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。
 - (6)監査役は、取締役会が必要に応じ意見を述べ、また、取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。
 - (7)反社会勢力とは一切の関係をもち、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に担当取締役を任命しています。
 - (2)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」により文書または電磁的媒体に記録・保存・管理しています。
 - (3)取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
想定されるリスク(多額の損失、不正や誤謬の発生)を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭にいたリスクマネジメントの観点から、取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等を制定しております。
また、取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び使用人の職務執行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めていきます。
- 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用します。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役が効率的に職務を執行するために、職務分掌及び職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
 - (2)毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い経営目標の達成状況及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
 - (3)経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行会議に十分協議・検討した上で取締役会に付議を行います。
- 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、トランス・コスモス株式会社の子会社であり、その企業集団の一員として企業グループ全体として、業務の適正を確保することが重要であるとの基本認識をコンプライアンスの基礎としております。
親会社においては「子会社に対する不当な取引の要求等を防止するための体制」が構築されており、当社としては特段の体制を必要としておりませんが、当社の取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等の適正な運用を通じ、親会社との不当な取引は必然的に排除される仕組みを構築しております。
- 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1)監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、その人数、要件、期間及び理由を勘案し、速やかに適任者を選任します。
 - (2)監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮・監督のもと監査役の監査業務をサポートします。
 - (3)監査役職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ます。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1)取締役及び使用人は監査役の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。
 - (2)内部監査室が行った監査結果や「内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について報告を行います。
 - (3)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときには、速やかに監査役に報告を行います。
- 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役及び執行役員で構成される執行会議メンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。
 - (2)会計監査人と定例ミーティングを実施し、情報交換を行います。
 - (3)内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力とは一切の関係をもち、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特別実施している事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

